



茨城県報

第1173号

平成12年7月3日

月曜日

目 次

規 則

ページ

◎茨城県林地開発許可制度実施規則の一部を改正する規則(林政課)..... 1

告 示

◎字の区域の変更(2件)(地方課)..... 2

◎保安林の指定の解除(林業課)..... 2

◎定款変更の認可(農村計画課)..... 3

◎道路の区域の変更(3件)(道路維持課)..... 3

◎道路の供用の開始(2件)(道路維持課)..... 4

◎土地改良区役員の退任(土地改良事務所)..... 5

◎土地改良区の解散に伴う清算人の退任(土地改良事務所)..... 5

◎使用料の徴収事務の委託(文化課)..... 5

(大規模小売店舗審議会)

◎第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示..... 6

公 告

◎特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告(生活文化課)..... 7

◎公聴会の開催(環境政策課)..... 7

◎県営土地改良事業計画(2件)(農村計画課)..... 9

◎常陸那珂港北埠頭公共コンテナターミナル施設の整備及び管理運営事業の民間事業者の選定について
(港湾課)..... 9

◎開発行為の許可の取消し(建築指導課)..... 10

◎開発行為の工事完了(2件)(建築指導課)..... 10

◎道路の位置の指定(建築指導課)..... 11

◎建築協定の認可(建築指導課)..... 11

正 誤

◎平成12年6月1日付け茨城県報第1164号中..... 11

規 則

茨城県規則第163号

茨城県林地開発許可制度実施規則の一部を改正する規則を次のように定める。

日 時	場 所	案 件
		設定する区域の面積 469ヘクタール 設定する期間 平成12年11月1日から 平成22年10月31日まで

~~~~~

◎県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営木崎地区土地改良事業につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成12年 7 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 縦覧に供する書類  
県営木崎地区土地改良事業（湛水防除事業）計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成12年 7 月 5 日から  
平成12年 8 月 2 日まで
- 3 縦覧の場所  
那珂町役場及び瓜連町役場

~~~~~

◎県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営大和田地区土地改良事業につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成12年 7 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 縦覧に供する書類
県営大和田地区土地改良事業（農業用排水施設整備／土地改良総合整備事業）計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成12年 7 月 5 日から
平成12年 8 月 2 日まで
- 3 縦覧の場所
三和町役場

~~~~~

◎常陸那珂港北ふ頭公共コンテナターミナル施設の整備及び管理運営事業に係る民間事業者の選定について

常陸那珂港北ふ頭公共コンテナターミナル施設の整備及び管理運営事業について民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律（平成11年法律第117号）第7条第1項に基づく民間事業者の選定を行いましたので、同法第8条の規定に基づき次のとおり公表する。

平成12年 7 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 事業内容

- (1) 事業名 常陸那珂港北ふ頭公共コンテナターミナル施設の整備及び管理運営事業  
 (2) 事業内容 常陸那珂港北ふ頭公共コンテナターミナル施設の整備及び管理運営

## 2 選定事業者の氏名及び住所

氏名 常陸那珂埠頭株式会社  
 住所 茨城県ひたちなか市勝田中央14番8号

## 3 契約を締結した日

平成12年6月8日

## 4 事業期間

平成12年6月9日から平成32年6月8日まで

## ◎開発行為の許可の取り消し

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条により許可した次の開発行為について、許可を取り消した。

平成12年7月3日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 廃止年月日

平成12年6月21日 鹿総建指令第219号

## 2 廃止に係る開発許可番号

平成元年4月19日付 第70号

## 3 廃止に係る開発区域

行方郡潮来町大字延方字福島4048番1, 同番2

## 4 廃止に係る事業主の住所氏名

行方郡潮来町大字延方5407番地の2

株式会社 ワイルドダック

代表取締役 神 郡 幸 子

## ◎開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成12年7月3日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

土浦市大字中村西根字向又城番外13番6, 同番42, 同番43, 大字乙戸字又城1003番4

## 2 事業主の住所及び氏名

牛久市牛久町3300番地

塚 本 勝 一

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

常陸太田市西三町字西道621番, 622番, 623番1, 624番